

## 【 特殊健康診断 】

### ■ 四アルキル鉛健康診断(四アルキル鉛中毒予防規則第 22 条)

四アルキル鉛等業務に常時従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際、及びその後 3 月以内毎に 1 回定期的に、次の項目の健康診断を実施しなければなりません。

#### 検査項目

- (1) いらいら、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白、倦怠感、盗汗、頭痛、振せん、四肢の腱反射亢進、悪心、嘔吐、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経症状又は精神症状の有無の検査
- (2) 血圧の測定
- (3) 血色素量又は全血比重の検査
- (4) 好塩基点赤血球数または尿中のコプロポルフィリンの検査

- 記録保存: 5 年(様式第2号)
- 報告義務: 有(様式第3号)